

# 「食品安全関係府省緊急時対応マニュアル(仮称)」(案)の位置付け

## < 食品安全基本法 >

第21条第1項 「政府は第11条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項(以下「基本的事項」という。)を定めなければならない。

## < 基本的事項 ~ 食品安全基本法第14条関連 ~ >

緊急の事態への対処に関する体制の整備その他の必要な措置の実施に関する基本的事項

・基本的考え方

・緊急時の情報連絡体制

・緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成

・緊急対策本部の設置等

## < 食品安全関係府省緊急時対応マニュアル(仮称)(案) >

食品安全委員会とリスク管理機関が連携して策定する、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等に関するマニュアル

## < 関係府省における現状マニュアル等 >

食品安全委員会及びリスク管理機関が、個々に定める緊急時対応に関するマニュアル

< 食品安全委員会 >  
食品安全委員会緊急時対応基本指針(案)

< 厚生労働省 >  
厚生労働省健康危機管理基本指針

< 農林水産省 >  
農林水産省食品安全緊急時対応基本指針